

や永く本校の爲めに盡されたる旨の祝辭を述べられ、大拍手の中に校長より右八氏に記念品贈呈の事あり、高村先生御不快の故を以て久米教授代答辭ありて式終る。夕五時より好誼會主催の八氏祝賀會に併せて最近歐洲留學を終りて歸朝せられたる矢代氏並に田邊至氏歓迎會と今回同じく海外研究員として出發せらるべき森田龜之助氏迎別を兼ねたる宴會を精養軒にて催す。

## 関連事項

### ① 外国学生特別入学規程細則

大正十三年二月、次の規則が制定された。

東京美術學校外國學生特別入学規程細則（大正十三年二月）

第一條 相當學歴アル外國學生ニシテ本校ニ入学ヲ志願スル者ハ外務省、在外公館又ハ本邦所在ノ其國公館ノ紹介アルモノニ限り詮議ノ上入学ヲ許可スルコトアルベシ

第二條 前條ニ依リ入学ヲ志願スル者ニハ本校本科又ハ圖書師範科入学資格相當ノ學力（中學校卒業程度）檢定試験ヲ施シ且一般入學者ニ課スル選抜試験ヲ行ヒ之ニ合格シタルトキハ入学セシムルモノトス

本條ニ依リ入学シタルモノハ其科ニ於ケル實習ト併セテ所定ノ諸學課ヲ兼修セシムルモノトス

右修了ノ者ニハ本校規則第三十七條ニ依ル卒業證書ヲ授與ス

第三條 學習ニ堪ユル程度ノ日本語ヲ解シ實習ノ試験並ニ身體檢査ニ合格シタル者ハ本科生ト共ニ實習ヲ専修セシム

右修了ノ者ニハ實習課程ノ卒業證書ヲ授與ス

第四條 本校規則ニシテ本細則ニ牴觸セザルモノハ總テ之ヲ準用ス

## 附則

本細則ノ規程ハ臺灣及朝鮮ノ學生ニシテ本校ニ入学スル者ニ之ヲ準用スルコトアルベシ

本細則第三條ノ第二項ハ大正十三年三月以降ニ於テ修了済トナル者ニモ之ヲ適用ス

本細則制定にあたり本校が文部大臣に提出した認可申請伺（大正十三年二月二日）には

從來本校ニ於ケル外國人入学ニ關スル取扱ハ主トシテ明治三十四年文部省令第十五號直轄學校外國人特別入学規程ニ依據シ其他時々御通牒ノ旨趣ヲ參酌シテ處理シ來リ候處比年外國人ノ入学希望者益増加シ隨テ種々ノ事情ヲ生シ取扱者ニ於テモ意見區ニ及ブ等ノコト有之候ニ付此際右入学ニ關スル細則ヲ定メ取扱ヲ統一スルノ必要相感シ候ニ由リ別紙案ノ通細則設定致度此段仰高裁候也

（自明治四十四年 本校規則關係書類 掛事務）

とあり、留學生の増加が制定の理由だったことが分かる。右文中、明治三十四年制定の「文部省直轄學校外國人特別入学規程」第六条には「帝國大學總長及學校長ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ本令ニ關シ必要ナル細則ヲ設クルコトヲ得」とあり、これに基づいて本細則を制定したのである。なお、右文中の「御通牒」とは

一、明治四十一年四月二十日發專五十二号

（外國人の入学資格に関する件）

一、同四十四年四月文部省令第十六号

「台湾人並朝鮮人ノ特別入学ニ関スル件」

一、大正十年五月九日発專六十六号

「外国人及殖民地人学生ノ取扱ニ関スル件通牒」(従来)

ように外国人を別科、選科等の特科生として入学させる以外に入学資格に相当する試験を行い優秀な者を正科生として入学させてもよいという指示)

一、大正十二年六月二十日東女普二十七号

(教員養成を目的とする学校の外国人および殖民地人学生の卒業後の服務義務免除に関する件)

などを指す。

本細則制定以前の本校の外国人留学生は全て撰科(ないし選科)に在籍し、右に掲げたような規定、指示の適用を受けたが、本細則制定後は特別学生と呼ばれることになった。

本細則はのちに昭和四年四月十日に至り、文部省通牒官專第二百号により附則第一項が削除され、その結果、同年以降入学の外国人生徒のうち日本の統治下に置かれていた朝鮮、台湾籍の生徒は日本人生徒と同等に扱われ、中華民國、滿州国その他諸外国の生徒を特別学生として区別することになり、次いで同九年には附則第二項も削除される。

増加しつつある留学生について本校がどう対処したかを示す次の記録がある。これは大正十三年十一月、文部省の照会に対する回答の原稿(自大正十三年二月至昭和十三年十二月 文部省往復書類掛「所収」)で、中国人留学生に關して記したものが、朝鮮、台湾の留学生についてもあてはまる

内容を有する。

在本邦留学生ニ対スル所管学校ノ態度方針及在学情況調

東京美術学校

一、本校在学情況

(一) 入退学ニ関スル事項

本校ハ支那留学生(男子ニ限ル)ニ対シ本校本科選科入学試験規定ニ準ジテ「外国学生<sup>特別入学規程細則</sup>入学規程」ヲ設ケ試験ノ上合格者ハ之ヲ特別学生トシテ入学セシム(別紙外国学生入学規程参照)

(二) 試験ニ関スル事項

イ、入学試験ハ毎年三月下旬、本科選科入学志願者ト同シク志望科(西洋画科志望最モ多シ)ノ実技試験及身體検査ヲナス(図画師範科志望者ニアリテハ普通学課ノ試験ヲ加フ)

入学期ハ毎年四月上旬トス

ロ、学年ハ写真科及図画師範科ハ三箇年其他ハ五箇年トス

ハ、卒業試験ハ最終学年ニ於テ本選科生ト同等ノ試験ヲ施シ本科ニアリテハ本科所定ノ卒業證書ヲ其他ノモノ(選科ニ準スルモノ)ニハ実習卒業證書ヲ授ク

(三) 懲戒ニ関スル事項

在學生ニシテ授業料未納者アルトキハ停学ヲ命シ停学通知後未納三週日ヲ超ユルトキハ除名ス 従来授業料未納ハ学資送達ノ途絶エタルモノニ多シ

(四) 学資ニ関スル事項

授業料ハ本選科ト同シク年額金五拾円ニシテ納期ハ四月、九

月、一月ノ三回ニ分納セシメ、校友会費ハ年額金六円ニシテ授業料ト共ニ之ヲ分納セシム

(四) 研究実習費ハ生徒自弁ニシテ月額約二拾円ノ見込  
(五) 特殊学生制度ニ関スル事項

委託生、特選給費生等ノ入学ヲ許可シタルコトナシ  
但シ特別学生ニシテ希望学課ニ対シ聴講スルコトヲ許セリ

(六) 諸規程内規ニ関スル事項

外国学生入学規程アルノ外規程等特ニナシ

(七) 学力、体力、性行等ニ関スル事項

イ、試験成績ハ本科(本邦学生)生ニ比シ中等以下ナルモ最近漸次向上ノ傾向ヲ示セリ

ロ、性行動情、温順ニシテ熱心ニ勉学ス

ハ、思想宗教、孔教ニシテ(基督教一名アリ)平和主義ト称ス

ニ、性癖趣味、趣味ハ音楽、活動写真ニシテ遊獵ヲ好ムモノアリ

ホ、運動体力、特ニ運動ヲナサ、ルモ体力ハ普通健康ナリ

ヘ、一般的長所及短所 焦燥ノ氣風ナシ

(八) 本邦学生トノ聯絡ニ関スル事項

学習ハ本邦学生ト同一教室ニアリテ共学ス、校友会諸大會ナド  
ニモ隨意出席シ、学校ニ於テノ交際ハ円滑ニシテ本邦学生間ノ

交際ト何等異ナルコトナシ

(九) 支那留学生指導及奨励ニ関スル事項

本邦学生ト同一ノ取扱ヲナス方針ヲ執レリ

支那留學生中ニ總代ヲ置キ留學生間ニ校友會ヲ組織シ時々茶話會ヲ開キ学校側ヨリモ出席シテ彼等ノ希望ヲ聞キ又々本校ノ意

志ヲ傳ヘ融和ヲ計レリ

(十) 寄宿舎、下宿ニ関スル事項

寄宿舎三名、下宿三名、民家一名

宿料ハ二十七八円

二、豫備教育ノ情况

本校ニ入学志望者ハ豫備教育トシテ繪画及邦語ヲ学修スルヲ要ス

入学前ノ学歴○本国ニ於テ受ケタル普通教育ハ概シテ中学校卒業程度ニシテ、本邦ニ於テ受ケタル教育ハ東亞豫備学校ニ於テ邦語ヲ約

一ケ年及川端画学校ニ於テ木炭画ヲ研究セリ

三、卒業後ノ情况

支那留學生トシテ明治四十四年三月初メテ卒業生ヲ出セン以来本年

三月マデノ卒業生計二十九人ニシテ内二名ハ函画師範科其他ハ西洋

画科卒業生ナリ

多ク本国ニ歸リテ自營若クハ教育ニ従事シ上海美術学校、北京、南

京美術学校又ハ直隸省保定府師範学校等ニ就職セルモノアリ

母校トノ聯絡ハ直接ノ聯絡殆ント無キモ、本校関係者等渡支ノ場合

等ハ歡待斡旋ニ努ムルヲ見ル

## ② 外国人留學生

概況

本校に在籍した外国人生徒約二百五十名の内訳は次のとおりである。

中国籍九十六名(四十五名卒業)

朝鮮籍八十九名(六十四名卒業)